

ご存じですか？

高齢者福祉サービス

市では、高齢者のかたが住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、介護予防や自立支援を目的としたさまざまなサービスを行っています。

ここでは、高齢者のかたを支える福祉サービスや相談窓口を紹介します。

健康福祉課 高齢・障害係 ☎1183
 地域包括支援センター ☎1182
 介護保険係 ☎1186

高齢者福祉サービス

市では、在宅で暮らすおおよね65歳以上のかたに対して、介護保険制度とは別に、各種福祉サービスを行っています。

趣味創作型デイサービス

保健福祉センターひだまりで、カラオケ・囲碁将棋・お茶・お花・絵葉書づくりなど、趣味創作活動をしながら、1日を楽しんで過ごします。

対象者 60歳以上のかた
開催 第1・2・3土曜日
費用 1回あたり1000円
 (別途材料費など実費相当額をいただきます)

配食サービス

栄養バランスのとれた食事を自宅までお届けするとともに、利用者の安否確認を行います。

対象者 ひとり暮らしの高齢者や、高齢者だけで暮らすかたで、栄養改善が必要であり調理が困難なかた。または、障がいなどで調理のできないかた。

回数 最大1日2食(昼・夕) 月曜日から土曜日まで
費用 1食400円

軽度生活援助サービス

日常生活の軽易な援助(代行)を行います。

在宅での自立した生活の継続を目的とします。

サービスの内容 食材の買い出し代行、家周りの手入れ(大がかりなものは除く)、寝具など大物の洗濯・日干し、家屋内の整理整頓など

対象者 ひとり暮らしのかたや高齢者だけで暮らすかたなどで、日常生活に支障のあるかた

※介護保険認定済のかたは、介護保険サービスが優先となります。

回数 週1回1時間(月最大4時間まで)
費用 1時間あたり1000円

緊急通報システム設置サービス

家庭の電話回線を利用して緊急時の通報ができるシステムを設置します。発信器のボタンを押すことで、受信センターが必要な措置を講じ、安全を確保します。(自宅内のみ有効です)

これは、急病など緊急事態が発生したとき、迅速かつ適切な対応がとれることにより、安心して生活が送れるようにすることを目的としています

外出支援サービス

自宅から各種保健福祉施設や医療機関の間を送迎します。
対象者 ひとり暮らしのかたや高齢者だけで暮らすかたなどで、心疾患や脳血管障害などの病歴があるなど身体に不安のあるかた
費用 貸与機器の設置および撤去費は市が負担します。

・身体障害者手帳を持っているかたで、歩行困難なかた
 ・介護保険の要介護認定で要介護と認定されたかた、または同程度のかた

回数 週1回または2週間に1回



趣味創作型デイサービスでは、いろいろな活動を楽しんでいます



自宅から病院などの間を送迎する外出支援サービス



簡単で安心な緊急通報システム



食事と安心をお届けする配食サービス

高齢者相談窓口

市では、高齢者の相談窓口を開設しています。

高齢者が、住みなれた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができよう、相談を受け、何ができるか、どういった制度が利用できるか、必要な関係機関へつなげるなど、相談者と一緒に考えていきます。

どんなことを相談できるの？

- 介護保険の申請をするにはどうしたらいいの？
 - 介護保険で利用できるサービスってどういうものなの？
 - 在宅で家族を介護するにはどうしたらいいの？
 - 虐待されている高齢者を発見した。
 - 足腰が弱ってきた。
 - 家に閉じこもりがちで、外出の機会がない。
 - 最近物忘れがすすみ、財産の管理が心配。
- そのほかにも、高齢者の生活に関連して気になることがあれば、気軽に相談してください。
- くわしくは、健康福祉課地域包括支援センターへお問い合わせてください。



高齢者の相談は、わたしたちにお任せください

要介護認定者向け助成制度

家族への介護慰労金支給

対象者

次のいずれにも該当する寝たきり高齢者などを介護しているかた

- ・ 要介護4以上と認定され1年以上経過しているかた
- ・ 過去1年間介護サービスを受けず（1週間程度のショートステイを除く）、疾病などにより90日以上の上の入院をしなければならなかったかた
- ・ 市県民税非課税世帯に属す

るかた など
支給額

対象者1人につき年額10万円

紙おむつの支給

常時おむつを必要とするかたに、紙おむつ支給のための利用券を配布します。

対象者

次のいずれにも該当するかた

- ・ 鳥羽市に住民票を持っているかた
- ・ 鳥羽市から要介護2以上と認定されたかた
- ・ 対象者本人が市県民税非課税のかた
- ・ 特別養護老人ホームや老人保健施設などに入所されていないかた など
- ※グループホームや有料老人ホーム、病院に入院されているかたは支給対象となります。

支給額

要介護2・3のかた
…月額3,000円

要介護4・5のかた
…月額6,000円

利用券で交換できる介護用品
紙おむつ（フラットタイプ、パンツタイプ、リハビリタイプ）、尿取りパッド

申請方法

申請書は、健康福祉課介護保険係（市民文化会館1階）、

保健福祉センターひだまり、各連絡所にありますので、医師の発行するおむつ使用証明書添付して提出してください。申請の翌月から支給対象となります。

※利用券は、次の協力店でおむつなどと引き換えできますが、利用券の額面を上回る場合の差額は自己負担となります。

くわしくは、健康福祉課介護保険係へお問い合わせください。

船賃の助成

かたがデイサービス・デイケア施設やショートステイ施設を利用する場合には、その船賃を助成します。

高齢者家族への介護手当支給

いる家族に対し、介護負担を軽減するための介護手当を支給します。

対象者

次のいずれにも該当する寝たきり高齢者などを介護しているかた

- ・ 「要介護2〜5」に該当するかた
- ・ 市県民税非課税世帯に属するかた
- ・ 1か月につき15日以上在宅で介護を受けているかた など

支給額

要介護2・3のかた
…月額2,000円

要介護4・5のかた
…月額4,000円

支給月

4月・10月の年2回、次の支給月までの6か月分を支給します。くわしくは、健康福祉課高齢・障害係へお問い合わせください。

販売協力店一覧表

| 店舗名 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------|------------------------|-------|
| 有明の里 | 相差町1878-1 | ☎6669 |
| 安心クリエイト | 鳥羽三丁目27-12 | ☎7717 |
| とばドラッグ | 安楽島町1434-1 | ☎8877 |
| 村田薬局 | (村田薬品)鳥羽二丁目6-62 | ☎2204 |
| | (ハロー店)鳥羽ショッピングプラザハロー1階 | ☎4312 |
| うえむら薬局 | 鳥羽四丁目13-2 | ☎1193 |
| 角谷商店(三幸丸) | 菅島町42 | ☎2012 |
| 鳥羽勤労者百貨店 | 鳥羽四丁目2-22 | ☎2871 |
| 楠田商店 | 坂手町237 | ☎3345 |
| ジャスコ鳥羽店 | 鳥羽ショッピングプラザハロー1階 | ☎5131 |
| ハローケアプラザ | 鳥羽ショッピングプラザハロー2階 | ☎0010 |